

平成29年12月  
第40号

季節労働者の皆様の  
通年雇用化をサポートします。

# 協議会だより



根室管内 4 町通年雇用促進協議会



激動の世界情勢の中、様々な出来事が起こった平成29年も過ぎ去ろうとしています。北海道内の雇用情勢は改善傾向にあり、企業の人材不足が深刻になりつつあるとの声も聞かれます。平成30年は更なる景気回復、また、全ての労働者の労働環境がより良いものとなるよう願うばかりです。皆様の新しい年が幸多き一年となりますようお祈りし、協議会だより12月号をお届けいたします。

## 平成29年度 これからの事業実施予定とお知らせ

### (1) 通年雇用化意識啓発セミナー（労働者向け）の開催

「キャリア支援セミナー・・・やりがいのある仕事で充実した生活を見つけよう・・・」

世の中には様々な種類の仕事があり、膨大な職種の中から自分の就く仕事を選ぶのは難しい事と言えます。このセミナーでは、仕事を探すときの考え方、方法、求人広告の見方など、仕事全般について色々な角度から見ていきます。また、自分にはどんな仕事に向いているのか？どんな仕事なら出来そうなのか。職業興味検査や簡単な自己分析を通して探ってみます。ぜひご参加下さい。

**【日時】** 平成30年1月16日（火）午後1時30分から  
**【会場】** 中標津経済センター なかまっぷ 2階研修室



### (2) 建設オペレーター人材育成研修事業の実施

今年度は13科目の技能講習を設定しております。既に皆様にはパンフレット等でご案内していますが、受講を希望する場合は下記事項を確認の上、次の手順でお申込み下さい。

**【受講対象】** 根室管内4町にお住まいの季節労働者の方が対象です。確認書類として、離職している方は「雇用保険特例受給資格者証」、就労中の方は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しが必要です。

**【申込手順】**

- ①「受講申込書」に必要事項を記入、必要書類を添付して当協議会まで提出して下さい(郵送・FAX可)。
- ②申込みをされた方には後日、当協議会より受講決定のお知らせと受講に必要な書類をお送りします。



1. 小型移動式クレーン運転技能講習	8. 高所作業車運転技能講習
2. 玉掛け技能講習	9. 不整地運搬車運転技能講習
3. フォークリフト運転技能講習	10. 建築物の鉄骨の組立等作業主任者技能講習
4. ショベルローダー等運転技能講習	11. 地山掘削及び土止支保工作業主任者技能講習
5. 車両系建設機械(整地等)運転技能講習(14時間)	12. 足場の組立等作業主任者技能講習
6. 車両系建設機械(整地等)運転技能講習(38時間)	13. 型枠支保工の組立等作業主任者技能講習
7. 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	

\* 受講料・テキスト代は当協議会が負担いたします。

\* 受講できる科目は原則1年度内に1人につき1科目です。

(小型移動式クレーンと玉掛けに限り2科目セットでの受講が可能です。)



### (3) 人材育成研修事業 特別教育(安全衛生教育)受講受付終了について

下記の6科目を設定しておりましたが、**今年度は受講予定人数に達しましたので受講受付を終了しております**。来年度の受講相談につきましては、年度末頃にお問合せ下さい。

1. アーク溶接等の特別教育	4. 伐木等の特別教育
2. 刈払機取扱作業安全衛生教育	5. クレーン等(5t未満)の特別教育
3. 小型車両系建設機械(整地等)運転業務特別教育	6. 足場の組立等に係る特別教育

### (4) 北海道季節労働者 資格取得支援事業 受講受付終了について

季節労働者の通年雇用化を促進する為、季節労働者が当協議会の指定する教育訓練を受講・修了、又は資格検定試験に合格し資格を取得した場合、その費用の一部を助成する事業ですが、**今年度は予定人数に達しましたので受講受付を終了しております**。

来年度の受講相談につきましては、年度末頃にお問合せ下さい。



## CHECK! ワンポイント情報

### 有期契約労働者の無期転換ルールを知っていますか？

無期転換ルールとは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。有期契約労働者が使用者（企業）に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します。



#### ●申込みが必要

有期労働契約が通算で5年を超えて更新し、無期転換申込権が発生した場合、自動的に無期労働契約に転換されるわけではありません。有期契約労働者自身が使用者（企業）に申込みにより、無期労働契約が成立します。無期転換申込権が発生しても無期転換を希望しない場合、その契約期間中に申込みをしなければ、有期労働契約のまま引き続き仕事を続けることになります。

#### ●雇止めの不安を解消

無期労働契約への転換を申し込む権利（無期転換申込権）の行使により、契約期間の定めがなくなるため、雇止めの不安が解消され、雇用の安定につながります。ただし、無期転換後の雇用区分については会社によって制度が異なるため、どのような雇用形態になるかは一概には言えません。労働条件については、労働協約や就業規則、個々の労働契約で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約の際の労働条件がそのまま引き継がれることになります。

詳しくは、厚生労働省「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をご参照ください。

<http://muki.mhlw.go.jp/>



# 協議会を構成する団体

## 自治体

北海道・中標津町・別海町・標津町・羅臼町

## 経済・産業団体

中標津町商工会・別海町商工会  
標津町商工会・羅臼町商工会  
中標津建設業協会・別海町建設業協会  
標津建設業協会・羅臼建設業協会

## 労働関係団体

連合北海道中標津地区連合会  
連合北海道別海地区連合会  
連合北海道標津地区連合会  
連合北海道羅臼地区連合会

## オブザーバー

ハローワーク根室



## 根室管内 4 町通年雇用促進協議会

### 事務局

中標津町役場 経済振興課商工労働係  
〒086-1197 標津郡中標津町丸山 2 丁目22

### お問い合わせ先

〒086-1013 中標津町東13条南 7 丁目 労働会館内  
TEL (0153) 72-6789 (FAX 兼用)

URL <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>  
E-mail [n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp](mailto:n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp)